

定例監査の結果

1 監査の期間

平成30年 8月22日から平成30年 9月11日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

総務部税務課及び収納課

(2) 対象期間

平成30年 4月 1日から平成30年 7月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 税務課

ア 契約事務において、個人情報取扱いに関する特記仕様書で定められた作業責任者等及び作業場所の届の提出を受けていないものが散見された。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

イ 公印の使用において、押印の必要のない起案文書に押印しているものがあつた。公印の重要性を認識し、適正な事務処理をされたい。

ウ 固定資産税の随時課税分について、税額変更した都度ではなく、年度末に一括して調定されていた。西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。

(2) 収納課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(7) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由の記載のないものがあつた。

(イ) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書で定められた作業責任者等及び作業場所の届の提出を受けていないものがあつた。

イ 滞納繰越分に変更が生じた際は、都度調定するべきであるが、年度末に一括して調

定されていた。西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。

ウ 市税の還付未済額で、時効による消滅の処分について、決裁による適正な処理がされていなかった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し適正な事務処理をされたい。